

様式

会 議 録

会 議 の 名 称	令和 6 年度第 4 回川越市協働事業審査委員会
開 催 日 時	令和 6 年 8 月 2 日（金） 午後 2 時 開会 ・ 午後 4 時 閉会
開 催 場 所	川越市役所 第 5 委員会室
議 長（会長） 氏 名	遠藤克弥委員長
出席者（委員） 氏 名（人数）	遠藤克弥委員長 櫻井晶夫副委員長 佐藤保雄委員 栃原綾子委員 野本吉憲委員 藤井美登利委員 柳内邦章委員 山下利一委員 （8 名）
欠席者（委員） 氏 名（人数）	真下英二委員 米原民子委員 （2 名）
事 務 局 職 員 職 氏 名	地域づくり推進課 課長 福釜周二 副主幹 熊谷真一 主任 森裕美
傍 聴 者 人 数	なし
会 議 次 第	1 開会 2 委員長あいさつ 3 議事 （1）令和 6 年度の視察研修について （2）令和 6 年度協働事業の評価方法について （3）協働指針（第 3 版）について （4）その他 4 閉会
配 付 資 料	別 紙・・・次第 資料 1・・・令和 6 年度提案型協働事業 視察割当表（案）について 資料 2・・・令和 6 年度協働事業の第三者評価について 資料 3・・・川越市協働指針（第 3 版）に関する意見聴取票について 資料 4・・・千葉県協働推進マニュアル（抜粋） 資料 5・・・審査委員の所見に関する回答書

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	開 会 14時00分
	1 開 会
委員長	2 委員長あいさつ 会議の成立 市協働事業審査委員会条例第5条第2項 会議の傍聴⇒傍聴不可 理由：審査内容の見直しにおいて自由活発な意見交換を確保するため
事務局	3－1 令和6年度の視察研修について 事前に希望を募ったものを集計・調整し割当表を作成。事業日時が確定していない事業もあるが、現状の割当で日程等厳しいものがあれば委員同士で調整していただきたい。 「川越が生んだ漫画家・花村えい子の推しガール総選挙」については集客イベントを行わないため実地での視察は行わない。現在市役所1階に投票ボードを設置しているので確認していただきたい。
委員長	事業の予定が変更した場合は事務局から連絡してもらおう。団体にも情報提供を呼びかけた方がよい。
事務局	予定変更があった場合や事業日時が確定していない事業についてはわかり次第連絡する。
委員	仙波の田んぼの農業振興事業は割当表にあるイベント以外にも計画があったと思うが、この日程は団体側の希望によるものか。

事務局	視察受け入れ可能な日程を団体に聞き取ったもの。
委員	ほしおさなえ作品の世界をめぐるスタンプラリーは計画当初から講演会は予定されていたか。
事務局	申請時から予定されていた。
事務局	３－２ 令和６年度協働事業の評価方法について 例年２月の報告会の際にＡＢＣＤの評価をつけていただいている。この評価を受けた後の継続事業についての提案。 現状、評価者全員のうち６割以上が同じ評価であればその評価が第三者評価。評価にばらつきがあり、６割以上同じ評価がない場合は最も多くの評価があったものが第三者評価。同じ評価が同数だった場合は同数の評価のうち低い評価を第三者評価としている。 Ａ及びＢ評価のものを継続事業の対象として、３月末に書類審査を行っている。近年提案型協働事業が増加しており、限られた予算の中で新規事業の採択も考えると、今後継続事業の採択数を定める必要が出てくる。その際に継続事業に優先順位をつけるために例えば、Ａ：５点、Ｂ３点、Ｃ：１点、Ｄ：－１点として採点し点数化する。点数の上位から採択していく。ただし、この方法だと報告会でＢ評価を受けた事業がＡ評価を受けた事業を上回る点数になる場合がある。 この提案をする背景として昨年度Ａ評価４名、Ｂ評価３名、Ｃ評価３名と評価が分かれた事業があり集計方法に基づきＡ評価となった。Ａ評価として継続事業の際に優先順位をどうするか検討したい。
委員長	どこかで平等性は必要。どこに視点を置くかがしっかりしていればいい。点数で出せば一番わかりやすい。
委員	意見が割れてしまっているのにＡ評価になるのは少し納得いかない。

委員	こういう違いが出るのは突拍子もない一部の人が認めるようなものを評価するのか、あるレベル以上の平均的なものを評価するのかだと思う。協働事業ではどこに価値を認めるのか。公的なお金を使う事業だとあるレベル以上で公共の福祉に役立つもの、みんなが認めるものが選ばれるべきだと思う。
委員長	評価なので同点というのはないが、いろんな評価する形はあまりよくないと思う。また、どこかで差が見えないと評価される側が納得できない。最終的には点数で差が出る、点数で白黒つけるしかない。最終的な結果を承諾できるかどうか、結果に対して議論をしないで済むような方法がいい。
委員	継続事業採択の順番をうまく説明できるようにしたいということと、応募が増えてきているのにそれに見合う予算を取るのが難しいのでそういうときにどう判断したらよいのかと悩んだ末の提案ということでよいか。
事務局	そうです。予算があれば全て採択すればいいが、今後を考えたときに件数が増えていくと採択数を決めないといけない時がいつかくる。その時の案として予め基準を持っておかないと困る。点数化した上で委員会で議論することは問題ない。
委員	どこかで基準を決めて採択となった時にわかりやすい方がいい。AやBはイメージでわけている。Dがあった場合でもAが多ければAになる可能性がある。それは対外的に説明しにくい状態になる、継続順位を決めるというのであれば点数がいいと思う。
委員	件数が増えたら切ることが前提であればもっと根本を議論すべき。簡単に点数だけでいいですかというレベルのものではないと思う。
委員長	評価についてBが多いとかCが多いとかの議論をすればきり

	がない。あくまでも審査をやるなら点数差ができることが一番相応しい。同点の場合は議論が必要。点数化することによって評価に責任を持つことにつながる。
委員	点数化すればいいというものでもない。実際に事業を見ていないものに点数までつけるのは難しい。紙ベースだけでの判断だとＡＢＣＤ評価の方がつけやすいこともある。
委員	今の評価を点数にすると点数が低い方がＡ評価、高い方がＢ評価になる場合がある。それでは説明できない。審査してるといえないと思う。
委員	今の評価は変える必要があるが、一気に点数に変えるのは難しい。今でさえＡＢＣＤ評価である程度感覚で評価している。それを点数にするのは難しい。第１段階は今のまま評価し、矛盾が生じたものに対してあらかじめ点数化してどうするか議論する２段階方式が現実的ではないか。
委員長	１００から９０点までなどＡ評価に幅を持たせる。素点は出さずにＡ評価とする。同じ評価でどちらかを削らないといけない時に素点を使う。
委員	点数をつけることの是非というのは議論してもらえばいい。ＡＢＣＤ評価の点数のつけ方は変えるのはいい。だけど結果が出たときに採択しない判断を審査委員会で挙手で判断するのか。点数が逆転した時に順番をいれかえるべき事象が発生しないのか、それでやっていいのか。方法論について考えた方がいい。
事務局	点数化のなかで矛盾が生じるのはおかしい。Ａ及びＢ評価は早期申請をしてもらう。審査前に申請件数はわかるのでその段階で第６回の審査委員会でまたＡＢＣＤ評価をしてもいい。報

委員	告会で第１段階、審査委員会で第２段階の評価をして、その評価順で採択する。２段階評価の形もある。 何かをしたときに１回で決める仕組みにしないと手を加えて逆になるとまた違う視点が入ってしまう。１回評価したものに手を加える必要がなければベスト。それが点数を加えることによって逆転する、逆転することについて何か手を加えるのは反対。
委員長	最終的には絶対評価でいくしかない。ひとつひとつ絶対評価していく、その上でなにか問題があれば委員会で議論できる。評価に対する説明をするのは大変なことで、説明の必要がないのが望ましい。
事務局	これについてはここで決定ではなく、継続事業の申請があった際に再度評価をしてもらう。報告会の評価は第１通過点として３月の審査委員会で書類審査をして決めるということであれば少し違うと思う。今日ここで決めるのは難しいので検討させていただきたい。
委員	継続の順位を変えるときだけ点数を参考にするということであればいいと思う。
委員	評価のバランスも考えないと難しい。
事務局	いままでこの評価方法でやってきているのでそれを覆すのも難しいため慎重に検討したい。いただいた意見を参考に現状のまま進めながら検討していく。
委員長	評価は点数で表し、ＡＢではなくて５点、３点とつけていく。同点の時は議論するという事で考えないとどうしても「Ｂが

	多いのになんで」となる。Bの評価でどこまで評価してBなのか理由付けをしていかないと正当化できない。点数化して同点の時は議論する方がいい。
委員	問題のケースについては委員会で議論し、その内容を公表できればいいのではないか。
委員	昨年度の評価でC評価が3つもあるのにA評価になっている点が皆さん気になっていると思う。
事務局	引き続き検討していく。
事務局	3－3 協働指針（第3版）について 指針の改定について事前に意見聴取をさせていただき、様々な意見があった。取り入れられる部分は取り入れたいが、現在の協働指針を全て壊すわけにはいけないので、根幹は残しつつ時代によって変わるところは文言等変えていく。いただいた意見は参考として、庁内各課、中核市等に協働指針について意見を求めながら修正するところは修正していきたい。
委員長	現在の第3版が約5年前なので次の4版目の協働指針として今の社会の流れや未来への変化、事実的な部分は変えるべきだと思うが、協働指針の全体を変える議論をするなら別立てでやらないと政治政策や公共政策など様々な政策等が絡んでくる。今回いただいた意見はできるだけ加えていただき、事実的な部分は変える。だが、骨組みを揺らがすようなことは今回はやらない方がいい。やるならこの会議の修正だけでは収まらないと思う。改めて見直したうえで、全体を変えた方がいいというのであれば、新しい委員会を作ってやるべき。今回はいただいた意見はできるだけ活かして内容を修正してもらう。
委員	根幹から変えるという考えはなく、聴取票にはこうするよく

	なるという意見を書いた。もし根幹を変えるなら別の検討会議を作ってやる必要があると思う。他市の事例などを勉強する必要もある。
委員長	根幹を変えないというわけではなく、近い将来見直す必要はあると思う。やるならしっかりと現在の非常に大きな社会的な変化に対応できる協働指針をつくらないといけない。
委員	行政サイドからは意見はあるのか。
事務局	今後総合計画が変わるなかで、行政側の意見も必要だが、こちらがしっかりとした考え方を持っていないといけないと思う。基本的に大幅に変更する必要はないと考えているが、他市の状況等も見ないといけない。今は材料集めをしている段階、いろんな選択肢を考えている。
委員	現在の指針はよくできているが、資料が古いところがある。そこを直していけばそんなに問題ないと思う。協働の最も基本的なところも書いてあるので、いかようにも理解できる。それはそれでいいと思う。基本的な部分は少し書き加えとかS D G sについて全く触れていないのでそこを入れるような改定でいいと思う。
委員長	変えなくちゃいけないものは変えて、ベースは大きく変える必要はないと考える。
委員	指針を読んで誰に向けて書いているのかがよくわからなかった。書いてある内容が前の方と後ろの方でだぶっている部分もある。市の政策としてやること、市民に向けての部分、民間団体に対する事務的なプロセスの話も入っていてわかりにくかった。指針は誰が見ても自分のところの方向性が書いてあればいいと思う。せめて受け取り手が誰であるかわかるような整理の

委員	仕方を考えた方がわかりやすい。 もう１点は実際の委員会の採択のやり方と予算の考え方をできるだけわかるようにして欲しい。 今の協働指針を大きく直す必要はないと思う。指針は外部的なものがベスト、ただ、運用を知ろうとしたときに委員が使える運用指針や行動指針が必要ではないかと思う。評価の際にも行動指針に基づいて評価するようなものがあると整理しやすい。指針と切り離れたなかで拠り所となるような行動指針みたいなものがあると委員としてはいいのではないか。
委員	誰に向けての指針なのか考えたときに市民に向けての指針のように感じるが、行政職員が協働することになった時にみるテキストになるのか。協働することでいろいろなことがあると書いてあるが、いざ行政職員がこれを読んで前向きに協働を進めようという気になるのかが疑問。委員の意見は入っているが行政の人が意見を出しているのかが疑問。それを根本的に考えるなら別の委員会でやるべきだと思う。アップデートしてほしい。 行動指針ではないが委員会に出席していて、自分も含めて委員が協働や市民団体の性質をわかって審査しているのか。千葉県指針は協働の意義を具体的に落とし込んである。協働にどのような効果があるのか、協働自体が目的ではないこと、職員向けに協働するときに気を付けること、行政と市民活動団体の特性、協働と外部委託との違いなどが書いてある。委員会の指針としてひとつあってもいいのではないか。
委員長	協働の性質が少しずつ変わっている。新たな協働の考え方が必要。いろいろなものを勉強しつつまとめて、新たなものを作る時期がいずれくる。千葉の指針もよいひとつの材料になる。誰に向けてのものかとなると難しい。市民の立場なのか行政の立場なのか、作るときの難しさは常にある。

委員	見直しは第五次総合計画にあわせるイメージなのか。そうだとすると時間がない。ある程度スケジュールを決めてやらないといけない。
事務局	合わせることも考えているが、それとは切り離して審査委員の意見として考える。
委員	地方分権、地域内分権、地方創生といろいろな政府の方針も変わっている。明確なのは川越市の人口が減り高齢者人口が増えていて、行政だけでは何もできないこと。協働する意義はみんながその意識でやらないと世の中が成り立たなくなる。市民のための行政で協働しないといけない。協働の意義が益々大切になってくる。
委員	川越市役所全体のなかで協働がどういうスタンスになっているのか気になる。
委員長	この事業が始まった時と今では状況が変わっている。協働事業の中で複数の課がつながる事業も少し出てきた。人口構造も変わってきているなかで川越にどういう協働事業が必要なのか、審査委員会でも考えていく必要がある。 ３－４ その他 ・地域づくり推進課と公益財団法人いきいき埼玉との共催事業の実施について 市民活動スタートアップ講座 １１月２１日（木） 公益財団法人いきいき埼玉、川越比企地域振興センター講座のなかで川越市の協働事業補助金も取り扱う予定 市民活動団体交流会 １２月１８日（水） 公益財団法人いきいき埼玉、川越比企地域振興センター、川越比企地域振興センター東松山事務所、西部地域振興センター

	・ 今後の審査委員会の予定 第 5 回 令和 7 年 1 月中旬 午後 2 時 会場未定 第 6 回 令和 7 年 2 月 1 0 日（月）午前 1 0 時 ウェスタ川越 第 7 回 令和 7 年 3 月下旬 午後 2 時 会場未定 4 閉 会 副委員長あいさつ 閉会 1 6 時 0 0 分
--	---